

授業を通して中・上級の日本語運用能力をつけることを目標とします。また、日本語を教えるのに必要な日本語の分析力を身に付けることを目指します。

科目例（総合日本語、会話、読解、文法）

イ．教授法

基礎的な日本語教授法の理論と教授技術の向上を目標とします。

(2) 日本文化体験プログラム

研修旅行、ホームステイ、地域との交流（小学校訪問等）、茶道・生け花・書道等のデモンストレーション、演劇鑑賞等

採用人数：約55名 平成23年度 採用59名／応募192名

2-(2)-2 〈短期〉

日本語教師として2年以上の教授経験を持つ外国人日本語教師を対象に、日本語、日本語教授法及び日本事情の研修を行います。

実施期間・対象者：研修は次の3つの時期にそれぞれ行います。

- (1) 春期：平成24（2012）年5月9日～6月29日（予定）
初等教育、中等教育、年少者教育に携わる教師を対象とします。
- (2) 夏期：平成24（2012）年7月11日～8月31日（予定）
初等教育、中等教育、年少者教育に携わる教師と高等教育、一般成人教育に携わる教師を対象とします。
- (3) 冬期：平成25（2013）年1月23日～3月15日（予定）
高等教育、一般成人教育に携わる教師を対象とします。

参加者の要件：研修に申請できる者は、次に掲げる要件を全て満たしていなければなりません。

- (1) 申請機関と雇用関係にある日本語教師で帰国後も当該機関に引き続き勤務することが決定していること。
- (2) 平成23（2011）年12月1日現在、日本語教授歴が2年以上であること。（個人教授期間は含まない。）
- (3) 平成18（2006）年4月から平成23（2011）年12月1日までに国際交流基金、日本の大学等において2か月間以上日本語教師研修（海外日本語教師研修〈短期〉を含む。）を受講していないこと。（なお、JENESYS（21世紀東アジア青少年大交流計画）南アジア/東アジア若手日本語教師特別招へい研修プログラム参加経験者は申請可。また平成18年度以降の海外日本語教師長期研修において、「日本語国際センター所長賞」を受賞した者に対しては、本制限条項の適用を免除する。該当者は、申請書提出の際に、所長賞受賞通知の写しを要添付。）
- (4) 申請時点で日本語能力試験N4（旧日本語能力試験3級）程度以上の日本語能力を有していること。（日本語能力試験の各レベルの認定の目安は日本語能力試験公式ウェブサイトの「N1～N5：認定の目安」<http://www.jlpt.jp/about/levelsummary.html>を参照。）なお、今までに日本語能力試験又は新日本語能力試験を受験したことのない申請者は、申請書に別添されている日本語力自己診断テストを自分で解いて、その採点結果を申請書の所定の欄に記入すること。
- (5) 平成23（2011）年12月1日現在、満55歳以下であること。
- (6) 日本の義務教育（小学校・中学校9年間）を修了した者でないこと。
- (7) 日本と国交のある国の国籍を有すること。
※ただし、台湾の方も申請可能です。
- (8) 心身ともに健康であること。

研修内容(例)：(1) 授業

来日後のプレースメントテストの結果により、次の二つのコースに分けて授業を行います。

I

II

III

IV

海外における日本語教育

す。ただし、諸事情により、一方のコースのみで実施されることもあります。

〈Aコース〉

研修参加者自身の日本語運用能力を伸ばすことに重点を置き、日常的な場面のみならず、より広範な場面、トピックを扱えるようになることを目的とします。

〈Bコース〉

日常会話のみならず説明、叙述、議論など、より高度な日本語運用力をつけることを目標とします。また、日本語教授法の授業では「模擬授業」など実践的な活動を通して、自分の教授環境のための最適な教育方法について考えます。

(一週間あたりの時間数例)

| | Aコース | Bコース |
|--------|------|------|
| 日本語 | 16時間 | 12時間 |
| 日本語教授法 | 3時間 | 7時間 |
| 日本事情 | 2時間 | 2時間 |

(2) 日本文化体験プログラム

ホームステイ、地域との交流(小学校訪問等)、茶道・生け花・書道等のデモンストレーション、演劇鑑賞等。なお、希望者は研修終了後に研修旅行に参加できます。

採用人数：約140名 平成23年度 採用141名／応募344名

その他：公募研修以外に、非公募による国・地域別日本語教師研修として、当該国政府(教育部等)、基金海外拠点、在外公館等からの推薦により参加を決定する以下の研修も実施しています。詳細については、各国の基金海外拠点にお問い合わせください。

〈大韓民国中等教育日本語教師研修〉

〈中国(大学)、(中等学校)日本語教師研修〉

〈マレーシア中等教育日本語教師研修〉

〈タイ日本語教師会研修〉

3 専門日本語研修

文化・学術専門家

申請書略号 KC-G

担当：関西国際センター教育事業チーム

特定の専門業務及び研究活動を円滑に遂行する上で日本語能力を必要とする専門家(研究者、大学院生、図書館司書、博物館・美術館学芸員、等)の日本語学習を支援するため、関西国際センターにおいて、各専門業務の特色に配慮したカリキュラムにより、実用的な日本語能力を身につける研修を実施します。

研修場所：国際交流基金関西国際センター(大阪府泉南郡田尻町)

支給内容：(1) 研修に参加するための必要経費(教材費、交通費等)

(2) 食事(一部は現金支給)

(3) 関西国際センター内の宿舎(シングルルーム)

(4) 研修参加に必要な期間中の疾病及び傷害に対する海外旅行保険の付与(補償額の上限あり。既往症や歯科治療等は当該保険の適用対象外)

(5) 次に掲げる地域に所在する国の国籍を有する者には、居住地最寄りの空港からの往復航空券(原則としてディスカウントエコノミークラス)、出国税・空港利用税及び研修補助費(来日中の自主研修に必要な公共交通機関の交通費及び通信費等を現物で支給)。

アジア・大洋州地域(韓国、台湾、シンガポール、ブルネイ、オーストラリア、ニュージーランドを除く。ただし、中国・香港は英国BNO旅券及び香港SAR旅券保持者を、中国・マカオはマカオSAR旅券保持者を、それぞれ除く)、中南米地域(パハマを除く)、東欧地域(エストニア、スロバキア、スロベニア、チェコ、ハンガリー、ブルガ